

PFASに係る環境省の専門家会議について

- **PFOS・PFOA**については、飛行場や基地周辺の河川等で暫定目標値（合算で50ng/l）の超過事例が生じ、**近隣住民を中心に関心が高まっている**。
- WHOや米国等でPFOS・PFOAの有害性や類似物質全般（PFAS）への対応について、科学的な議論がされている。
- 以上を踏まえて、以下のとおり、**2つの専門家会議を設置し検討を開始**。

① **PFOS・PFOAに係る水質の目標値等の専門家会議（第1回1/24、第2回6/16）**

- ⇒ 厚生労働省「水質基準逐次改正検討会」と連携し **PFOS・PFOAに係る水質の目標値等** を検討。
- ⇒ 検討している間は現状（要監視項目として位置づけ、暫定目標値（合算で50ng/l））を維持。

② **PFASに対する総合戦略検討専門家会議（第1回1/30、第2回3/28、第3回6/15、第4回7/25）**

- ⇒ 以下の事項を審議し、**「PFASに関する今後の対応の方向性」と「PFOS、PFOAに関するQ&A集」**を整理し、7/31に公表。

- ・ 国内外の最新の科学的知見
- ・ 国内における検出状況
- ・ 以上を踏まえた科学的根拠に基づく対応
- ・ 国民への分かりやすい情報発信・リスクコミュニケーションのあり方 等

PFASに関する今後の対応の方向性（概要）

- PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、以下4点の継続・充実を図ることが必要

（1）管理の強化等

- 正確な市中在庫量の把握等の管理強化
- 泡消火薬剤の更なる代替促進
- 環境中への流出防止の徹底
- 水質の暫定目標値の取扱いの検討

（2）暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応

- 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
- 自治体による健康状態の把握

（3）リスクコミュニケーション

- 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施

（4）存在状況に関する調査の強化等

- 環境モニタリングの強化
- 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

さらに、その他のPFASについては、以下の物質群に大きく分類して対応

<物質群1：POPs条約で廃絶対象となっている物質等>

- （1）POPs条約の廃絶対象となっている物質（PFHxS）及び検討中の物質（長鎖PFCA（PFNAなど））の優先的な取組の検討
- （2）存在状況に関する調査の強化等
→ 環境モニタリングの強化や化学物質の人へのばく露モニタリング調査の対象物質への追加を検討

<物質群2：それ以外の物質>

- （1）当面对応すべき候補物質の整理
- （2）存在状況に関する調査の強化等（水環境中の調査、化学物質の人へのばく露モニタリング調査対象物質の検討）
- （3）（2）を踏まえた対応（適正な管理の在り方の検討、物質群としての評価手法の検討）

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

PFOS、PFOAに関するQ & A集（概要）

- **Q&A集**は、住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行うため、PFASのうちPFOS、PFOAについて、現時点の科学的知見等に基づき、環境省が設置した「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」の監修の下で作成された。

PFOS、PFOAの基本情報

1. 性状など
 - 【PFAS（ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称）】の一種で、次のような幅広い用途で使用されてきた
 - 【PFOS】半導体用反射防止剤・レジスト、金属処理剤、泡消火薬剤
 - 【PFOA】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤
 - 世界中に広く残留（難分解性、高蓄積性、長距離移動性）
 2. 人の健康への影響
 - 動物実験では、肝臓の機能や仔動物の体重減少等への影響が指摘
 - 人においてはコレステロール値の上昇、発がん、免疫系等との関連が報告
 - どの程度の量が身体に入ると影響が出るのか、確定的な知見はない
 - 国内でPFOS、PFOAが主たる要因での個人の健康被害は確認されていない
 3. PFOS、PFOAへの対応
 - 化審法に基づく製造・輸入等の原則禁止
 - PFOS、PFOAを含む泡消火薬剤の厳格な管理の義務付け
 - 水道水、公共用水域、地下水における暫定目標値の設定
 - ⇒【暫定目標値】PFOSとPFOAの合算値で50 ng/L
 4. 環境中の存在状況
 - 化学物質環境実態調査
 - 水質、底質、大気：経年的な濃度が減少傾向
 - 生物：検出率が経年的に減少
 - 水質の要監視項目として調査
 - 公共用水域、地下水：令和元年～令和3年度で延べ139地点で暫定目標値超過
- ※超過地点の水は飲用に供されないよう指導・助言等を実施

PFOS、PFOAに関するQ&A集 トピック

- Q1. PFOS、PFOA はなぜ、製造・輸入禁止といった非常に厳格な措置が採られているのですか。
- Q2. 身近な環境中の PFOS、PFOA はこれから増えるのでしょうか。
- Q3. 永遠の化学物質と聞きました。一度身体に入ったら一生残るのでしょうか。
- Q4. 一部の地域では、PFOS、PFOA が飲み水に含まれている場合があると聞きました。大丈夫なのでしょうか。
- Q5. 米国などで水道水の目標値等を厳しくする動きがあるようですが、日本の水道に係る暫定目標値の 50 ng/L では甘すぎるのではないのでしょうか。
- Q6. 健康影響に関する血中濃度の基準はないのですか。PFOS、PFOA の血液検査を受ければ健康影響を把握できますか。
- Q7. PFOS、PFOA は消火器に含まれていると聞きました。家庭で使う消火器にも含まれているのでしょうか。
- Q8. PFOS、PFOA を含む泡消火薬剤の代替をどのように進めているのでしょうか。
- Q9. 泡消火薬剤以外にも、様々な用途で使われていたと聞きましたが、生活をする中で気をつけるべきことはありますか。